

契 約 書 (案)

岡山県農林水産総合センター（以下「甲」という。）と〇〇〇（落札者）（以下「乙」という。）は、岡山県農林水産総合センターの庁舎等で使用する電気の需給について、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、岡山県農林水産総合センターの庁舎等において使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成、契約単価等）

第2条 電気料金は、基本料金及び電力量料金並びに燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し、基本料金及び電力量料金の算定の基礎となる契約単価は、それぞれ次のとおりとする。

料金種別	契 約 単 価	
基本料金	〇〇〇〇円／kW・月	
電力量料金	夏季料金（7月1日から9月30日まで）	〇〇〇〇円／kWh
	その他季料金（夏季以外）	〇〇〇〇円／kWh

（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

- 2 次条に定める供給期間の中途に消費税等の税率に変更があった場合においては、変更後の消費税等の税率を勘案して、第1項の契約単価を改定するものとする。
- 3 甲又は乙は、次条に定める供給期間の途中で乙が電気契約要綱、標準料金表及び選択要綱（以下「電気契約要綱等」という。）を変更することにより電気料金の改定を行った場合には、書面をもって第1項の契約単価の見直しについて協議することができるものとする。
- 4 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、甲を管轄する一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとする。

（供給場所及び供給期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

(1) 場所 別添仕様書のとおり

(2) 期間 令和8年10月1日午前0時から令和9年9月30日午後12時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、各年度において、甲の歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（契約保証金）

第4条 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により、入札時に示した予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

(使用電力量の計量、検針及び算定)

第8条 電力量計内で計量値が記録される日(以下「計量日」という。)は、毎月1日とする。

2 電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された計量値の読みにより使用電力量を算定する。

(電気料金の算定期間)

第9条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第10条 甲が支払うべき電気料金は、次の各号により算出した基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費等調整額の合計額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 基本料金は、・・・
- (2) 電力量料金は、・・・
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、・・・
- (4) 燃料費等調整額は、・・・

(電気料金の支払方法)

第11条 乙は、前条の規定により算定した電気料金を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

2 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に電気料金を支払わないときは、遅延した日数に応じ、支払金額に対し年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由により解約を申し出たとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が契約条項に違反したとき。
- (4) 乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本契約の履行が不可能と認められたとき。

2 乙は、前項第2号から第5号までの規定による本契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、第1項第2号から第5号までの規定により本契約を解除されたときは、当該解除の日が属する月の翌月から第3条に定める供給期間の末月までの間における予定契約電力及び予定使用電力量に対し第2条に定める契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第13条 甲は、乙の契約不履行により損害を受けた場合は、乙に対し、前条第3項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。

（機密の保持）

第14条 甲並びに乙及びその使用人は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後も、同様とする。

（その他）

第15条 この契約条項に定めのない事項は、電気契約要綱等の定めるところによることとし、本契約において生じた紛争又は疑義については、甲乙協議の上解決する。

2 本契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県赤磐市神田沖 1174-1
岡山県農林水産総合センター
センター長 岩田 則和

乙